



別 紙

林災防発第 63 号
平成 22 年 7 月 22 日

全国木材組合連合会 会長 殿

林業・木材製造業労働災害防止協会

会長 並木 瑛夫



林材業労働法令等集団指導会の開催について（要請）

日頃から当協会の業務運営につきましては、格別のご高配を賜り衷心より御礼申し上げます。

平成 21 年における労働災害の発生状況は、他産業が軒並み減少する中、林業の死亡災害は対前年比±0 と減少せず、死傷災害は対前年比 2.7% の増加と厳しい状況にあります。

また、木材製造業においては、労働災害の発生件数は着実に減少しているものの死傷年千人率は、製造業全般と比較して依然高い状況にあります。

林材業は総じて小規模零細経営が多く、期間雇用、請負など雇用関係が複雑であり、さらに労働安全衛生法、労働基準法等の労働関係諸法令が事業者及び労働者双方に十分周知されていないことが災害の減少しない一因と考えております。

そのため、平成 22 年度は事業計画で各都道府県において標記指導会を開催し、事業者及び労働者双方に対し、労働関係諸法令で最低限必要な基礎知識の付与を図ることとしたところであります。

つきましては、当協会都道府県支部から周知、参加勧奨等で協力依頼がありました場合、是非ともお力添えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「林材業労働法令等集団指導会」実施要領

1 目的

林業及び木材製造業（以下「林材業」という。）においては、製造業、建設業等の他産業と比べ、労働災害の発生率が著しく高い状態が続いている。

これは、林材業を営む事業場は、総じて小規模零細経営が多く、期間雇用、請負など雇用関係が曖昧で、事業者も安全衛生諸法令、事業主責任等に対する認識が不十分であることも大きな要因であると考えられる。一方、労働者においても労働契約、労災補償等に関する知識が欠かせないことから、事業者及び労働者に対して労働関係法令等の基本的知識を付与することを目的に、支部において「林材業労働法令等集団指導会」（以下「集団指導会」という。）を開催するものとする。

2 内容

林業及び木材製造業（以下「林材業」という。）を営む事業者、従事する労働者に対し、労働関係法令等に関する基礎知識を付与する。

(1) 労働基準法、労災保険等の労務関係（指導時間 1 時間 20 分程度）

労働契約、労働時間、賃金手当、就業規則、最低賃金、労災保険等

(2) 労働安全衛生法等の労働災害防止関係（指導時間 1 時間 20 分程度）

事業者責任、危害防止、健康診断、教育講習、使用停止等命令等

(3) 事業者の刑事・民事責任等の関係（指導時間 30 分程度）

労働安全衛生法違反等の刑事责任、安全配慮義務違反等の民事責任等

3 受講対象・実施時期等

各都道府県で林材業を営む事業者、従事する労働者等に対し行い、時期等は以下のとおりとする。

(1) 受講対象者：①林材業を営む事業者

法人の代表者、個人事業者等（1回 30 名程度）

②林材業の現場作業に従事する労働者

作業現場の班長、一般作業者等（1回 50 名程度）

(2) 実施時期：平成 22 年度 8 月 1 日～12 月末日までの間

(3) 実施会場：各都道府県支部の所在地（地域事情で変更可）

(4) 修了証：受講者には、支部長名の修了証を交付する。

(5) 連絡調整：都道府県単位の開催となることから、内容の斉一性を確保するため、 ブロック駐在安全管理士と連絡・調整の上、効果的な実施を図る。